

## 規則第 23 号

### 和泉市都市計画審議会規則

和泉市都市計画審議会規則(昭和 44 年和泉市規則第 14 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、和泉市都市計画審議会条例(平成 12 年和泉市条例第 13 号。以下「条例」という。)第 8 条の規定に基づき、和泉市都市計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の委嘱等)

第 2 条 市長は、次の表の左欄に掲げる者につき委員を委嘱し、又は任命しようとするときは、それぞれ同表の右欄に掲げる者のうちから委嘱し、又は任命する。

条例第 2 条第 2 項第 1 号に掲げる者	学識経験のある者のうち、都市計画、法律、経済、環境等の分野に精通している者
条例第 2 条第 2 項第 2 号に掲げる者	和泉市議会議長及び和泉市議会議長の推薦する和泉市議会議員
条例第 2 条第 2 項第 3 号に掲げる者	大阪府鳳土木事務所長、関係市町長及び大阪府和泉警察署長
条例第 2 条第 2 項第 4 号に掲げる者	和泉市町会連合会代表、和泉市女性ネットワーク代表及び公募による者

(会長の選任)

第 3 条 会長は、条例第 2 条第 2 項第 1 号に掲げる者につき委嘱された委員のうちから互選する。

(委員の職務を代理する者の範囲)

第 4 条 次の表の左欄に掲げる者につき委嘱し、又は任命された委員の条例第 6 条第 4 項の職務を代理する者は、それぞれ同表の右欄に掲げる者とする。

大阪府鳳土木事務所長	大阪府鳳土木事務所次長、大阪府鳳土木事務所主管課長又は大阪府鳳土木事務所和泉工区長
関係市町長	関係副市町長又は都市計画主管部長
大阪府和泉警察署長	大阪府和泉警察副署長又は主管課長

(招集等の通知)

第 5 条 会長は、審議会の会議の日前 3 日までに会議の招集及び会議に付議すべき事項を委員(議事に関係のある臨時委員を含む。)に通知しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

(記録の作成)

第 6 条 議長は、審議会の会議について次に掲げる事項を記載した記録を作成しなければならない。

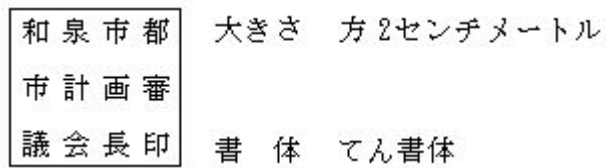
- (1) 審議会の会議の日時及び場所
- (2) 出席した委員及び出席した臨時委員の氏名
- (3) 調査審議の内容

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、都市計画担当課において行う。

(公印)

第8条 審議会の会長の印は、次のとおりとする。



(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成15年規則第39号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年規則第33号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年規則第1号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成25年規則第46号）

この規則は、公布の日から施行する。